

福知山市起業おうえん助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市において新事業の創出を支援し、地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において交付する福知山市起業おうえん助成金(以下「助成金」という。)について、福知山市補助金交付規則(昭和28年福知山市規則5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める個人(本市に住所を有する者に限る。)又は法人とする。

(1) 本市において起業しようとする者 次に掲げるいずれにも該当する者
ア 本市に事業所、営業所等を設置して起業しようとする者

イ 市税の滞納がない者

(2) 本市において事業を営んでいる者 次に掲げるいずれにも該当する者

ア 本市に事業所、営業所等を有している者

イ 起業後1年を経過していない者

ウ 市税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある者

(3) 福知山市暴力団排除条例(平成24年福知山市条例第17号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は当該暴力団員等を構成員とする者

(4) その他市長が適切でないとする者

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、起業前(前条第1項第2号に該当する助成対象者にあつては、起業後1年を経過する日まで)に市長が指定する金融機関から実行を受けた創業資金に係る融資(複数の当該融資を受ける助成対象者にあつては、当該融資のうち1つについてのみをいい、以下「融資」という。)の金銭消費貸借契約証書に基づく6回目の利子の支払の約定日までの期間に係る利子(延滞に係る利子を除く。)の支払額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する融資に係る支払

額は、助成対象経費としないものとする。

- (1) 償還期間が1年未満の融資
- (2) 助成金と同趣旨であると市長が認める他の利子補給措置を受けようとする助成対象者又は受けている助成対象者が実行を受けた当該他の利子補給措置対象融資
- (3) その他市長が適切でないと認める融資
(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の全額とし、9万円を上限とする。

2 助成金の交付は、1助成対象者につき1回を限度とする。

(申込書の提出等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、融資に係る金銭消費貸借契約を締結した日から30日以内に、福知山市起業おうえん助成金申込書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 融資に係る金銭消費貸借契約書の写し
- (2) 返済計画が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申込があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、福知山市起業おうえん助成金受付通知書を交付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付申請)

第6条 前条2項に規定する交付を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、福知山市起業おうえん助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 利子支払証明書
- (2) 法人登記事項証明書、税務署へ提出した開業届出書その他事業の内容が確認できる書類
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、第3条第1項に規定する期間の末日から60日を経過する日又は当該期間の末日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の交付を決定し、これを指令書により通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに所定の請求書により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(交付の制限)

第9条 市長は、第5条第2項に規定する交付を受けた者が同条第1項の規定による申込の後、第6条第1項の規定による申請までの間に、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金を交付しないものとする。

- (1) 融資を資金の使途に従って使用しないとき。
- (2) 助成対象者でなくなったとき(第2条第1項第2号イに該当しなくなったときを除く。)
- (3) その他市長が交付することが適当でないとき。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要領に違反したとき。
- (3) その他市長が不適正と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(帳簿等の保存)

第11条 助成金の交付を受けた交付決定者は、当該助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を当該助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に規定する申込書、申請書等の様式その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。